令和5年度公営企業会計システム更新業務公募型プロポーザル 審査基準要領

1. 審查方法

審査及び評価は、「新システム更新業務公募型プロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)」及びプロポーザル委員が審査又は評価のために必要と認めるときに指名した業務担当職員である補助員により、第1次審査及び第2次審査によって行う。

評価は、第1次審査 (書類審査 200 点、機能要件評価 300 点、価格評価 200 点)、第2次審査 (プレゼンテーション 135 点、デモンストレーション 165 点) の合計 1000 点満点で行う。

第1次審査及び第2次審査の結果、総合的に最も優れた提案事業者を受託候補者として選定する。 なお、要件を満たさない提案又は提出書類に不備があるなど審査できない提案、及び提案上限金額を上 回る場合は、評価の対象としない。また、提案事業者が1者の場合においても審査を行うものとする。

- <技術点の評価内容> ①企画提案書の評価
- ②機能要件確認書の評価
- ③プレゼンテーションの評価
- ④デモンストレーションの評価

2. 合計点の配分

価格点 200 点、技術点 800 点の合計 1000 点満点とする。

価格点:技術点=1:4

3. 価格点の配分

見積価格点は、委託業務(本業務)費用の価格点 150 点と、委託外業務(機器調達費用、稼働後のシステム運用・保守)費の価格点 50 点の合計 200 点とする。

委託業務費用:委託業務費用以外=3:1

4. 技術点の配分

技術点の配分と評価項目は別紙1「審査基準評価表」を参照。

5. 価格点の算定方法

委託業務費用の算定方法は、最低の委託業務価格の業者に満点(150点)を算定し、その他業者は下 記の算定方法とする。

評価点は少数第2位を四捨五入し、少数第1位をもって評価点とする。

(参加者の最低委託業務価格/当該参加者の委託業務価格) × 150 点

委託外業務費用の算定方法は、最低の委託外業務価格の業者に満点(50点)を算定し、その他業者は 下記の算定方法とする。

評価点は少数第2位を四捨五入し、少数第1位をもって評価点とする。

(参加者の最低委託外業務価格/当該参加者の委託外業務価格)× 50 点

6. 技術点の算定方法

下記のとおり、別紙1「審査基準評価表」にある項目毎で算定を行う。

(1) 評価項目①

提出された企画提案書を別紙1「審査基準評価表」の項目に従い、採点し、項目ごとに選定委員 の評価点を合計し、選定委員の人数で除したものを評価点とする。

評価点は少数第2位を四捨五入し、少数第1位をもって評価点とする。

(2) 評価項目②

業者より提出された「機能確認書」を基に確認区分に応じた評価点(下記参照)の合計で算定を 行う。

評価点は少数第2位を四捨五入し、少数第1位をもって評価点とする。

<システム機能確認書における確認一覧>

確認区分 A 「可(パッケージ)」基本パッケージとして提供、利用可能。

確認区分B 「可(カスタマイズ)」カスタマイズすることで提供、利用可能。

確認区分C「その他」代替案がある場合に選択し、備考欄に方法を記載。

確認区分D「不可」機能として提供できない、代替案がない場合。

<システム機能要件における評価点算出式>

· (A+B×0.6+C×0.3+D×0) ÷項目数×配点

7. プレゼンテーション

評価については、別紙 1「審査基準評価表」に基づき実施するため、プレゼンテーションの構成等について留意すること。審査項目について下記に記載する。

項目ごとの選定委員の評価点を合計し、選定委員の人数で除したものを評価点とする。

評価点は少数第2位を四捨五入し、小数点第1位をもって評価点とする。

- ・業務趣旨の理解
- システム内容
- ・管理方法
- 理解力
- •回答力
- ・負担軽減等の効率化について
- 取組意欲
- ・同類事業に対する実績・経験

8. デモンストレーション

評価については、別紙1「審査基準評価表」に基づき実施するため、デモンストレーションの構成等 について留意すること。審査項目について下記に記載する。

項目ごとの選定委員の評価点を合計し、選定委員の人数で除したものを評価点とする。 評価点は少数第2位を四捨五入し、小数点第1位をもって評価点とする。

- ・ログイン
- ・インターフェース
- 必須項目
- 画面展開
- ・エラーチェック
- ヘルプ機能
- 検索機能
- 便利機能

以下、処理工程については確実に実施すること。

- •「予算編成」
- •「工事~支払」
- •「調定~収納」

9. 受託候補者の決定

受託候補者の決定は、第1次審査及び第2次審査における評価点を合計した数値(1000点満点)の最も高い者とする。なお、評定点を合計した最高得点者が2者以上あるときは、第2次審査評価点の高いものを受託候補者とする。